

政令第 号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）附則第一条（第一号及び第二号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は平成二十二年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は平成二十三年四月一日とする。

## 理由

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。